

## 西沢家文書目録解題

西沢家文書は全 545 点。年紀が分かる範囲では元禄 6 年(1693)から明治 13 年(1880)まで、その大部分が近世文書である。昭和 30 年代に、原所蔵者から郷土史家を介して上越市立高田図書館へ寄贈された。

内容はおもに(1)町名主・問屋などの役職にかかわる公的な文書と、(2)西沢家自体の経営や個人的な趣味・教養などの私的な文書に分けられる。

このうち(1)に属するものが全体の 80%以上を占めている。中でも「馬問屋条目」をはじめ、宿駅としての高田町の馬継ぎ、「問屋」の役職にともなって作成、伝来されたものも多し。また、寛保元年(1741)「伊勢町出雲町家帳」(4-3-1)などの「家帳」類をはじめ、文化 8 年(1811)「伊勢町出雲町竈数書上」(4-404-1)、元禄 13 年(1700)「辰ノ年ヨリ宿替之覚」(4-144-1)など、町名主としての役職上作成されたものがある。

西沢家は、代々高田の伊勢町と出雲町の名主を勤めており、他家と交代した形跡はみられない。出雲町は、関町・府古町とともに伝馬宿の役を負う「役町」で、これらの町を「馬宿三町」といった。宿駅としての「高田宿」は、宿馬役をこの三町が、宿人足役を春日町が担い、旅籠屋は下小町・呉服町・横町の三町のみで置かれ、合わせてその機能を果たしていた。

高田宿の役馬は 40 疋で、出雲町には 7 疋が常備されていた。元禄 6 年(1693)の「馬問屋条目」(4-67-1)は、関町と府古町の両馬問屋に宛てられたもので、「問屋勤め方の儀、前々の如く一月の内、十七日は関町、十三日は府古町にて相勤むべく」と記されている。関町と府古町にそれぞれ 2 軒の問屋が置かれ、「関町問屋」は関町と出雲町の馬 25 疋を、「府古町問屋」が同町の馬 15 疋を差配した。「関町問屋」は出雲町の西沢家と関町の丸山家が、「府古町問屋」は府古町の吉田家と増井家がこれを勤めた(『高田市史』)。

(2)に属するものでは、安永 8 年(1779)唯願寺宛の「永代致寄附田地証文之事」(4-301-1)や質地証文・小作水入証文の類があり、西沢家の地主としての側面がみえる。また、元文 2 年(1737)「かたみ遺言」(4-296-1)からは有力町人の「家」経営、「家」の継承に対する態度・姿勢を窺うことができる。この外にも、鱸(鈴木)魚都里撰「俳諧玉言集」2 卷 5 冊(4-394-1~5)など文芸書が若干含まれる。

「俳諧玉言集」は、芭蕉の俳諧や俳文を考証、解説したもので、鈴木魚都里の自筆とみられる筆稿本。天保 13 年 7 月の自序がある。帙には「西沢蔵本」と記され、魚都里と西沢家との交際を物語る。筆稿本ながら緻密なレイアウトで、絵図作家魚都里ならではの装束。同名の版本は別にあるが、この稿本が板行された形跡はみられない。魚都里は高田藩士鈴木左仲繁章。鈴木左仲家は代々中老職を勤め、繁章(重春)は文化 10 年(1813)5 月 7 日から嘉永 7 年(1854)まで在任した。「東都道中分間絵図」や「改訂越後国頸城郡絵図」の作者として知られる。

いずれにせよ、西沢家文書の保存状態はあまり好ましいとはいえない。本来の文書群の多くが散逸し、なんらかの事情で別置され、比較的状態のよいものが上越市立高田図書館に寄贈されたものと考えられる。

條々

一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

一 人足にて指本行物又はは摺紙  
一人足にて指本行物又はは摺紙  
一人足にて指本行物又はは摺紙

一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬  
一 御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

元禄六年十一月二日  
御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

御傳馬 御傳馬 御傳馬 御傳馬

「條々」 関町府古町両問屋←荒川勘太夫外（元禄6年11月2日）御伝馬、問屋勤方などに関する規定。